3　契約数のうち、「接続に係るＭＶＮＯ」の項については、自らの電気通信回線設備をＭＶＮＯの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。

4　契約数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、ＭＮＯにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

5　「事業者数」の項には、自ら提供する地域ＢＷＡアクセスサービスに係るＭＶＮＯの合計数を記載すること。

6　事業者数のうち、「接続に係るＭＶＮＯ」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているＭＶＮＯの合計数を記載すること。

7　事業者数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、ＭＮＯにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該ＭＮＯであるＭＶＮＯの合計数を記載すること。

8　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9　法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

10　記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第13の３（第２条第１項関係）　［新設］

第１表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年　月　日現在

サービスの種類　自営等ＢＷＡアクセスサービス

事業者名
法人番号

都道府県	契約数
合計	
参考事項	

注１　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

2　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。